

小鹿野町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

小鹿野町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 6

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

小鹿野町（以下、本町）が教育振興基本計画で掲げる「かがやく未来へおがの人づくり」を実現するための基盤として学校における働き方改革がある。教職員の業務を精選・効率化し、児童生徒と向き合う時間や授業改善に充てる時間を確保することは、一人一人の学びを支える教育活動の質を高めることにつながる。また、教職員の健康保持や専門性向上の機会を確保することは、学校組織全体の安定的な運営にも寄与する。これらの改革を計画的に推進することで、子供たちにより良い教育を提供し、本町が目指す教育の姿を着実に実現していくことを目的とする。

(2) 本町の現状

ア 本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「小鹿野町立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

イ こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

| | 年平均 | 月45時間を上回る割合 | 月80時間を上回る割合 |
|-----|-------|-------------|-------------|
| 小学校 | 月11時間 | 5.6% | 0% |
| 中学校 | 月23時間 | 43.1% | 4.0% |

時間外在校等時間が45時間を超える割合が、中学校で43.1%と多くなっている。また、80時間を上回る割合も4.0%となっている。そこで、業務の見直しを図ることによって必要な時間的余裕を創出し、教育の質の向上を目指すことが必要である。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。

【6年度 13日】

- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%までとする。

【令和8年度実施予定】

- ウ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

徒歩通学とバス通学の実情を踏まえ、児童生徒が学校に登校する時間については、見直しを既に行っている。今後も、学校応援団やスクールガードを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

(ウ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な

事案への対応

令和9年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するとともに、教育委員会が学校に対し必要な情報提供や指導を行い、教育委員会と学校が連携しながら対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

(ア) 部活動

令和8年度から令和13年度までに、実施可能な活動から地域展開する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

(イ) 授業準備、学習評価や成績処理

授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置する。校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(ロ) 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年1回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(ハ) 各種会議の見直し・事務的業務の削減

各種会議について、見直しを行い集約や開催方法の適正化を図る。また、各種調査等の事務的業務の見直し、削減を行う。

(2) 学校における措置の推進

ア 学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。

特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ デジタル技術の活用により、成績処理や指導要録の作成など校務の効率化を図っており、今後も更なる効率化を推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

ア 教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

イ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に校長による面接指導を実施すると共に、必要に応じて医師による面談を実施する。

ウ 11時間を目安とした休息を確保する勤務間インターバルに取り組む。

エ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

カ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

キ 10年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。

ク 早出遅出勤務制度等については、教職員の実態や意向を踏まえ検討する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、本町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、小鹿野町のHPで公表するとともに、総合教育会議において報告することとする。

(2) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- (3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで毎月確認し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。